

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

野洲市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

滋賀県野洲市

3 地域再生計画の区域

滋賀県野洲市の全域

4 地域再生計画の目標

国勢調査に基づく本市の人口をみると、平成 2 年から平成 17 年にかけては増加しているが、平成 17 年から令和 2 年にかけては、横ばい傾向となっている。住民基本台帳によると、令和 7 年 1 月 1 日時点では 50,607 人となっており、年齢構造をみると、平成 22 年以降、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）は、減少傾向にあるが、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、平成 27 年から令和 2 年にかけて、年少人口は 7,318 人から 7,139 人、生産年齢人口は 29,963 人から 29,647 人、老年人口は 11,956 人から 13,189 人となっている。なお、令和 2 年の国勢調査における高齢化率は県平均の 25.8%とほぼ同じ、26.1%となっている。

自然動態をみると、平成 28 年までは自然増の状態が継続していたものの、その差は徐々に縮まっており、平成 29 年以降は自然減の年もみられるようになった。令和 4 年は、出生数 350 人、死亡数 516 人と△166 人の自然減となっている。また、合計特殊出生率をみても、令和 4 年には 1.43 となっており、全国平均（1.26）は上回っているものの、人口置換水準といわれる 2.07 には及ばない状態である。

社会動態をみると、各年で社会増と社会減の状況がみられ、令和 3 年は転入者 1,823 人、転出者 2,068 人と、△245 人の社会減となっているが、令和 4 年には転入者 2,095 人、転出者 1,840 人と、255 人の社会増となっている。

上記のとおり、現状として、本市の人口は、全国的な人口減少に比べて恵まれた状況にあるものの、自然増の減少と社会減の増加傾向は着実に進行しており、将来

的には人口減少と高齢化率3割を超える高齢社会の到来が予想される状況にある。
第2次野洲市総合計画の将来構想における本市のシミュレーションによると、2060年には44,556人、高齢化率31.6%となる見込みであり、今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、「野洲で子育てしたい」と思えるまちづくり、及び出産を促進するために求められる施策展開を積極的に図ることにより、合計特殊出生率1.80以上を実現すること、ならびに本市の雇用拡大施策と本市および近隣都市の従業者を対象とした定住施策等を積極的に図ることにより、社会増減の減少傾向への転換を防ぐことを目指す。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、地方創生に資する事業の実施を通して目標の達成を図る。

- ・基本目標1 稼げるまちをつくとともに、安心して働けるようにする
- ・基本目標2 新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標3 子育ての希望をかなえる
- ・基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる

【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和7年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	昼夜間人口比率※	103.0%	100%	基本目標1
	創業塾受講者数※	21人	20人	
イ	転入者数/転出者数※	107.7%	100%以上	基本目標2
ウ	合計特殊出生率	1.43	1.80	基本目標3
	待機児童数（未就学児）	10人	0人	
エ	野洲市に住みたい人の割合	69.7%	80.0%	基本目標4
	主要スポーツ施設の利用者数	173,953人	276,500人	

※目標値は、「第2期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和3年度～令和7年度）を策定した際の数値。現状値が既に目標値を上回っているKPI

があるものの、目標値は総合戦略に掲げる数値を設定する必要から修正せずに転記することとし、達成した項目については、引き続き向上に向けた取り組みを行う。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

野洲市まち・ひと・しごと創生推進交付金事業

ア 稼げるまちをつくとともに、安心して働けるようにする事業

イ 新しいひとの流れをつくる事業

ウ 子育ての希望をかなえる事業

エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる事業

② 事業の内容

ア 稼げるまちをつくとともに、安心して働けるようにする事業

野洲市の特色・強みを生かした産業の振興を図り、「野洲で働きたい」と思えるまちづくりを展開する。また、創業支援や勤労者福祉の充実を図り、野洲市で働く人が安心して働ける環境を整える。

＜具体的な施策＞

- ・事業者の操業環境の整備支援
- ・地域商業の基盤強化の支援
- ・経営基盤の強化と担い手の確保
- ・農産物等のブランド力向上
- ・創業支援の強化と雇用の創出 等

イ 新しいひとの流れをつくる事業

高い交通利便性を生かした快適な生活環境と、豊かな自然に囲まれた
うるおいある暮らしを両立できる魅力のあるまちづくりを進め、「野洲
に住みたい」と思えるまちづくりを展開する。また、産業、観光、歴史
文化等の各面から、地域外住民と地域住民の交流・連携を進め、「野洲
に行きたい・関わりたい」と思えるまちづくりを展開する。

＜具体的な施策＞

- ・計画的な土地利用の推進
- ・良好な住宅・住環境の整備
- ・未利用地の利活用促進
- ・観光情報の収集・発信の充実
- ・新たな観光資源の発見と環境整備
- ・地域資源の活用促進
- ・歴史文化遺産の魅力の発信
- ・他分野との連携による歴史的遺産の活用促進 等

ウ 子育ての希望をかなえる事業

すべての家庭が安心して楽しく子育てができる地域づくりや、子育て
と仕事を両立できる環境整備、また困難を抱える子育て家庭への支援等
に取り組み、「野洲で子育てしたい」と思えるまちづくりを展開する。

＜具体的な施策＞

- ・子育て家庭への支援の充実
- ・安心して子育てできる環境の整備
- ・児童虐待の未然防止および早期発見・対応
- ・子どもと家庭に寄り添った教育相談・支援体制の充実 等

エ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる事業

地域特性や市民ニーズを捉えながら、文化施設や福祉・医療施設等の
都市機能の充実と、安全・安心な居住環境の整備により、健康で快適な
生活環境を構築する。また、地域の防災・減災機能や交通安全対策を強
化し、誰もが安全で快適な暮らしを実現することができる環境を整備す
る。

＜具体的な施策＞

- ・生涯学習・生涯スポーツの機会の提供
- ・生涯学習・生涯スポーツ活動に対する支援
- ・文化芸術の振興
- ・市民の健康づくりへの支援
- ・地域医療体制の整備
- ・高齢者の暮らしを地域で支えるまちづくり
- ・市民ニーズに沿った介護サービスの提供と適正化の推進
- ・地域と連携した福祉活動の推進
- ・消費者被害の救済及び未然防止・拡大防止の充実
- ・防犯対策の実施
- ・都市機能形成の推進
- ・防災・減災対策の整備
- ・総合的な防災体制・災害時応急体制の確立
- ・交通安全の意識啓発の推進
- ・公共交通の利便性の向上 等

※なお、詳細は第２期野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

４の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度８月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式W E Bサイト上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から令和８年３月３１日まで

５－３ その他の事業

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）の活用（内閣府）：

【E2001】

① 事業の名称

5－2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5－2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

5－2の④事業の評価の方法（PDCAサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から令和8年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和8年3月31日まで